

NPO法人を設立するには

特定非営利活動法人（NPO法人）とは、「特定非営利活動促進法（NPO法）」により法人格を認証された団体をいい、会社と同じように団体として契約行為などができます。NPO法人を設立するためには、法律に定められた手続きを踏み、所轄庁の認証を受け、登記をする必要があります。

「特定非営利活動」とは、公益的な非営利活動として、NPO法で定める20の分野のいずれかの活動に該当し、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動です。不特定かつ多数のものの利益とは、法人の活動によって利益を受ける者が特定されず、広く社会一般の利益となることをいいます。構成員相互の利益（共益）を目的とする活動や、特定の個人又は団体の利益（私益）を目的とする活動は、特定非営利活動ではありません。

法人格取得は、信頼性の向上などメリットもありますが、社会的責任を負うということも忘れずに、自分たちの団体の事業に法人格がなぜ必要なのかをよく話し合い、判断しましょう。

1. 特定非営利活動促進法第2条第1項で定める20の分野

NPO法人とは、NPO法で規定されている以下の20の分野に該当する公益的な活動を行う団体です。実施する事業が法に規定されているどの分野に該当するのか確認しましょう。

1	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2	社会教育の推進を図る活動
3	まちづくりの推進を図る活動
4	観光の振興を図る活動
5	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7	環境の保全を図る活動
8	災害救援活動
9	地域安全活動
10	人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11	国際協力の活動
12	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13	子どもの健全育成を図る活動
14	情報化社会の発展を図る活動
15	科学技術の振興を図る活動
16	経済活動の活性化を図る活動
17	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18	消費者の保護を図る活動
19	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
20	前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動 (※東京都においては、この活動について条例で定めていません。)

2. NPO法人のメリットと義務

(1) メリット

- ① 社会的信用が得やすい
- ② 契約の主体となり、団体名義で契約、登記、口座開設ができる
- ③ 所有の主体となり、団体として財産の所有ができる
- ④ 会費や寄付金を集めやすくなる

(2) 義務

- ① 活動内容に制約がある、法令や定款の制約を受ける
- ② 事業報告書や会計書類の提出などさまざまな手続きが必要
- ③ 税務申告義務が発生する
- ④ 情報公開の義務が生じる



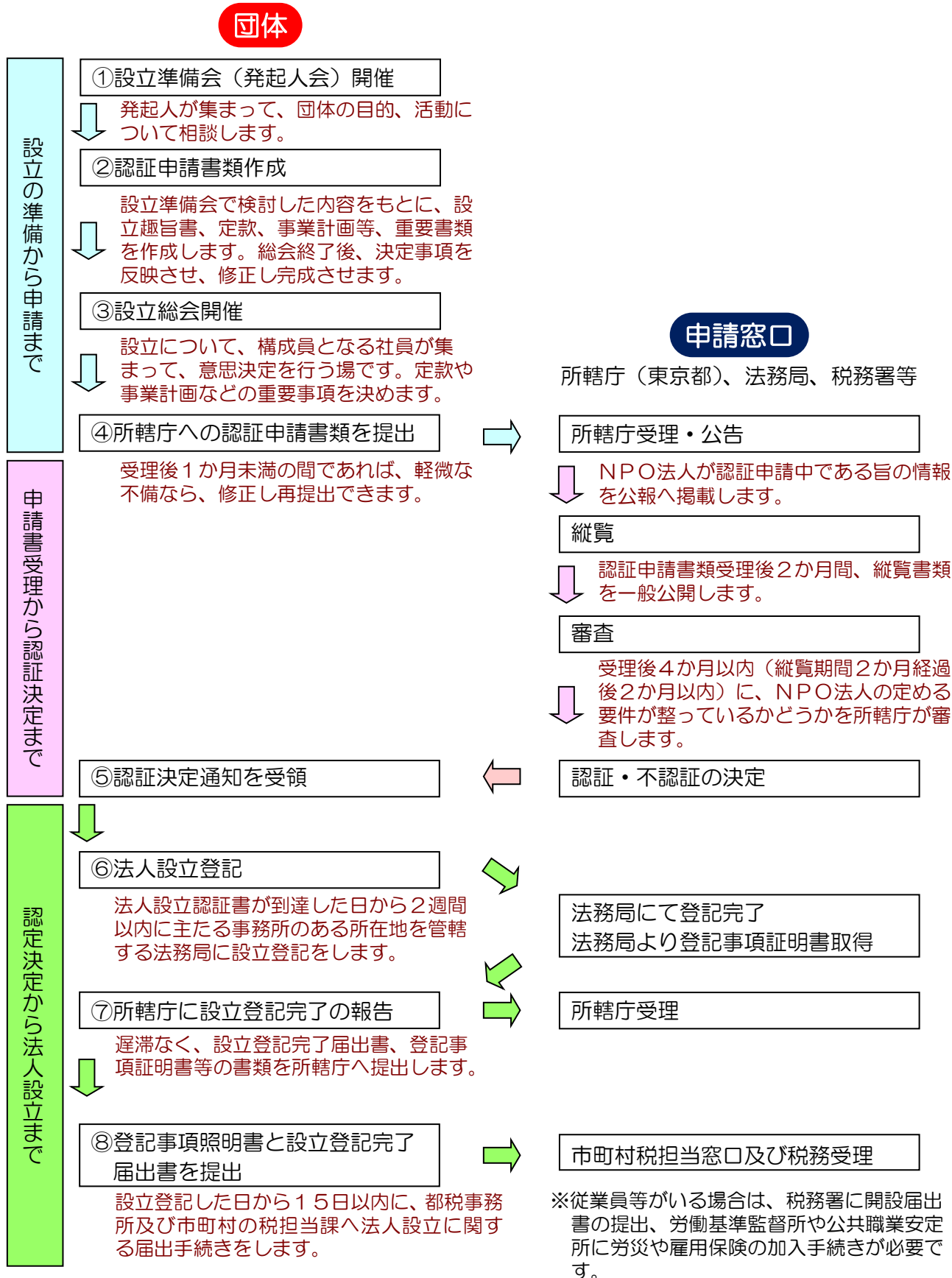
3. NPO法人の要件リスト

NPO法人になるには、特定非営利活動を行うことを主な目的とし、その上で下記の要件をすべて満たしていなければなりません。法人格の取得を目指す団体は、申請の前には、下記の要件に該当しているか確認してください。

《チェック欄》

1	その主な活動は、特定非営利活動促進法別表に掲げる20の分野のいずれかに該当しています。	
2	その主な活動は、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的としています。	
3	営利を目的としていません。	
4	宗教活動や政治活動を主な目的としていません。	
5	特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていません。	
6	特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として事業を行いません。	
7	特定の政党のために利用しません。	
8	特定非営利活動に係る事業に支障が生じるほど、その他の事業を行いません。その他の事業による利益は、特定非営利活動に係る事業に充てます。	
9	暴力団ではありません。また、暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でもありません。	
10	社員（総会で議決権を有する者）の資格の得喪について、不当な条件はつけていません。	
11	社員が10人以上います。	
12	役員（理事・監事）総数のうち報酬を受ける者の数は1/3以下です。	
13	役員として、理事3人以上、監事1人以上を置いています。	
14	役員は、成年被後見人又は被保佐人など、NPO法第20条に規定する欠格事由に該当していません。	
15	各役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族は2人以上いません。また、各役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族の数は、役員総数の1/3を超えていません。	
16	会計は、NPO法第27条に規定する会計の原則に従って行います。	

4. NPO法人設立の流れと必要書類



5. NPO法人認証申請書類

所轄庁にNPO法人認証申請の際に提出する書類です。NPO法人設立に関する必要な書類は、各都道府県のNPO法人担当課のホームページからダウンロードができます。東京都に主たる事務所がある団体は、東京都生活文化局のホームページをご覧ください。

1	設立認証申請書（第1号様式）	1部
2	定款	2部
3	役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿（書式第1号） 役員の名簿及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿 住民票等の表記をそのまま記載します	2部
4	各役員の就任承諾書及び宣誓書の写し（謄本）（書式第2号又は第3号） 各役員が法第20条（役員欠格事由）に該当しないこと及び法第21条（役員親族等の排除）に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本※写し（コピー）を提出し、原本は団体で保管すること。	1部
5	役員住所又は居所を証する書面 書面は申請日（東京都が受理した日）から6月前に発給された住民票の写し（謄本又は抄本）	1部
6	社員のうち10人以上の者の名簿（書式第4号） 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面	1部
7	確認書（書式第5号） 法第2条第2項第2号（宗教活動・政治活動を主目的としないこと、選挙活動を目的としないこと）及び第12条第1項第3号（暴力団等でないこと）に該当することを確認したことを示す書面	1部
8	設立趣旨書（書式第6号） 少なくとも1部は原本	2部
9	設立について意思の決定を証する議事録の写し（謄本）（書式第7号） ※写し（コピー）を提出し、原本は団体で保管すること。	1部
10	設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（2年度分）（書式第8号）	各2部
11	設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（2年度分）（書式第9号、その他の事業を行う場合は、書式第10号）	各2部

設立登記に必要な書類

所轄庁から法人認証決定通知が届いたら、2週間以内に以下の書類を揃え、設立登記を行います。

- 1 設立登記申請書
- 2 法人設立認証書の写し（所轄庁から届いたもの）
- 3 定款の写し
- 4 代表者及び代表権を有する理事の就任承諾書及び宣誓書
- 5 設立当初の財産目録
- 6 法人代表者印の印鑑届出書
- 7 法人代表者（個人）の印鑑証明書
- 8 その他

※登記申請の際には、法人代表者の印鑑届出書を提出するので、事前に法人代表者の印鑑を用意します。

所轄庁（東京都に主たる事務所がある場合）

- 東京都生活文化局都民生活部地域活動推進課 NPO法人係
：新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎27階北側 電話 03-5388-3095
HP <http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/index4.htm>
- 東京法務局八王子支局：八王子市南大沢2-27 フレスコ南大沢10・11階 電話 042-670-6240
- 八王子労働基準監督署：八王子市明神町3-8-10 電話 042-642-5296
- 八王子税務署：八王子市子安町4-4-9 電話 042-622-6291
- 八王子年金事務所：八王子市南新町4-1 電話 042-626-3511

NPO法人に関連する相談はこちらへ

- 東京ボランティア・市民活動支援センター：新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ10階
電話 03-3235-1171（代表） HP <http://www.tvac.or.jp/>
NPO法人設立・運営相談 毎月第1木曜日15:00-17:00 毎月第3水曜日18:00-20:00
NPO法人会計・税務相談 毎月1回（相談は予約制です）
- 八王子市市民活動支援センター：八王子市旭町12-1 ファルマ802ビル5階 電話 042-646-1577